

御報告とおわび

独立行政法人化以前に勤務していた事務官が、退職後から本年4月まで当センターの事務費を不正に引き出し横領したと考えられる事件が発覚しました。

この件に関しては、本年7月に一部の事務官が本件を把握していましたが、昨日まで理事長および理事会への報告が行われず、理事長の説くガバナンスの心を職員の一部が理解していなかったことは、たいへん残念に思います。

事件について警察への被害申告を本日行いました。独立行政法人化以前に勤務していた職員の行為とはいえ、このようなことが当センターで起きたことに対して、国民に心よりおわび申し上げます。今後は警察の捜査に協力し、捜査の進展を待ちたいと思います。

独立行政法人化後、センター全体のガバナンスが確立しつつあり、大部分の事務官は正義感をもって職務に励んでいます。そのような事務官より理事長に報告があり今日のことことが判明いたしました。

今後も国立がん研究センターの果たすべき使命を実現するよう、全職員が一丸となって取り組んで行きます。

平成22年11月10日

国立がん研究センター 理事長 嘉山 孝正

御報告とおわび

当院では平成19年11月より看護師の二交代制勤務が開始され、徐々に二交代制病棟を増やしています。新制度に伴う給与計算のプログラムミスと確認不足により、平成19年11月から、平成22年3月分までの休日給の約600万円分が未払いであることが本日判明しました。

独立行政法人化以前のことでありますが、理事長として心より深くおわび申し上げます。日々患者さんのために働いている看護師のみなさんと、退職された看護師の方に対して陳謝し、早急に調査して未払い分をお支払いします。

今後このようなことが無いように、全職員が注意して取り組んで行きます。

平成22年11月11日

国立がん研究センター 理事長 嘉山 孝正

平成 22 年 11 月 17 日
国立がん研究センター

職員の懲戒処分について

下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、公表します。

記

事 項	内 容
事案の概要	行為者は、平成 22 年 7 月から 9 月までの間、当センターの重要な業務において、職務怠慢による不適正な事務処理及び虚偽報告を行ったものである。
処分年月日	平成 22 年 11 月 17 日
処分量定	(行為者)係長(50 歳代)(戒告)

お詫びとご報告

国立がん研究センターにおいて、平成22年12月分の給与・賞与等の源泉所得税の納付について、平成23年1月11日までに納付すべきところ、事務部門の担当者が失念し、延滞税及び不納付加算税が課せられることになりました。

職員のみならず、当センターに多大な支援をいただいております国民の皆様に対してご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。本件に先立ち、平成22年6月支給の退職金に係る源泉徴収の所得税について不納付があり、追加納付及び不納付加算税を納付していたという前歴がございましたが、理事長への報告がございませんでした。

この件も踏まえた理事会の決定に基づき、本件の関係者に対しては、処分（1名については賞与等の減額を伴う文書厳重注意、2名については口頭厳重注意）を行ったことをご報告いたします。

本センターでは、再発防止を徹底するために、納付時期の前倒し（納付期限日に納付するのではなく、給与等の支給日に納付する形に改める）等の取り組みを強化いたします。

平成23年1月21日

国立がん研究センター理事長

嘉山 孝正